

# 歳末たすけあい(低所得者世帯)の申請について

歳末に向けて「みんなでささえあう あったかい地域づくり」をスローガンに、町民・各事業所より、温かい思いやりの心あるご厚意をいただいております。寄せられた善意の一部を、在宅寝たきり者（介護者含む）、在宅重度心身障害児（介護者含む）、75歳以上の単身高齢者、低所得者世帯に歳末たすけあい事業として配分しています。

低所得者世帯については、申告制ですので、希望される世帯は申請をしてください。

## 歳末たすけあい事業（申告制）

**対象** 低所得者世帯

**内容** 1人につき5,000円分の地域商品券を、民生委員を通じてお渡しします。

**基準** 世帯全員の月収（税込）が“基準額の算出方法”で算出された基準額に満たない世帯。

**提出期限** 申請書を11月29日（金）（必着）までに社会福祉協議会窓口へ提出（郵送可）

※申請書は、社会福祉協議会及び役場健康いきいき課にあります。

## 基準額の算出方法

◆ 世帯の各人を年齢別に下記の表にあてはめて世帯全体の合計金額を計算します。

年齢区分	基準単価	人数	金額	年齢区分	基準単価	人数	金額
0～2歳	29,138円×	人＝	円	20～40歳	56,134円×	人＝	円
3～5歳	36,737円×	人＝	円	41～59歳	53,227円×	人＝	円
6～11歳	47,498円×	人＝	円	60～69歳	50,320円×	人＝	円
12～19歳	58,667円×	人＝	円	70歳以上	45,084円×	人＝	円
			合計				円…①

◆ 世帯の人数により、下記の表から金額をあてはめます。

人数	基準単価	人数	基準単価	人数	基準単価
1人	53,415円	4人	67,845円	7人	69,465円
2人	59,130円	5人	68,385円	8人以上	70,005円
3人	65,550円	6人	68,925円		
		世帯人数	人	基準単価	円…②

◆ ①と②を合計します。（この金額があなたの世帯基準額…③です。）

$$\text{①} + \text{②} = \text{円…③}$$

参考【主な世帯の計算例です】

	70歳一人暮らし	4人家族（夫婦+子供2人）	高齢者夫婦
世帯内訳	70歳以上 45,084円	世帯主 45歳 53,227円 妻 42歳 53,227円 子供 11歳 47,498円 5歳 36,737円	世帯主 71歳 45,084円 妻 68歳 50,320円
小計		190,689円	95,404円
世帯人数	1人	4人	2人
基準額	98,499円	258,534円	154,534円

問合せ 嵐山町社会福祉協議会 ☎62-0723 〒355-0221 嵐山町菅谷437-9

## 歳末たすけあい事業（民生委員に調査を依頼）

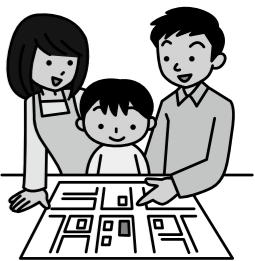
（**対象** 在宅寝たきり者（介護者含む）、在宅重度心身障害児（介護者含む）

（**内容** 地域商品券

（**対象** 75歳以上の単身高齢者（原則として、町内に子どもがいない方）

（**内容** 援護品

# 支え合いマップ(災害時等要援護者情報台帳)の更新と新規要援護者の情報収集を行います。



地震等の災害時に避難支援を必要とする方や平常時の見守りを必要とする方（要援護者）を把握し、それらの情報を町や地域で共有し、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるコミュニティづくりを目指すために平成24年度に収集された要援護者カードをもとに支え合いマップを作成しています。この支え合いマップを活用した支援が効率的に行われるためには、定期的に情報を更新していくことが重要です。

つきましては、この情報をもとに行政区(区長)、民生委員・児童委員、自主防災組織が必要に応じて情報の再確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

また、過去に「要援護者カード」を提出しておらず、下記の対象者に該当している方の新規登録を受け付けます。

### ○既登録の方

昨年度提出された要援護者カードの内容に変更がある場合は行政区へ連絡、又は、要援護者カードを再度提出してください。また、地元関係者や支援者等が情報の再確認に伺うこともありますので、ご協力ください。

### ○新規登録の方

下記の対象者に該当し過去にカードを行政区へ提出していない場合、回覧と一緒に配布する「要援護者カード」に必要事項を記入して行政区へ提出後、町へ情報提供いただきます。

期間 平成25年11月～平成25年12月

### 対象者

- ・自力では避難できない70歳以上の高齢者のみの世帯
- ・自力では避難できない障害者
- ・介護保険の要介護者（概ね要介護3以上の居宅での生活者）
- ・その他災害時に支援が必要であると認められる者



問合せ 長寿生きがい課 ☎62-0718

# 防災行政無線を使用した【緊急地震速報】放送訓練を行います

国（消防庁）は全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した「緊急地震速報による訓練」を行います。つきましては、下記のとおり防災行政無線子局から緊急地震速報が放送されます。皆さまのご理解をいただきますようお願いいたします。なお、気象状況によっては中止になる場合もあります。ご了承をお願いいたします。

日時 平成25年11月29日（金）10時15分頃

場所 嵐山町にあるすべての防災行政無線子局

### 放送内容

～チャイム音～

『こちらは防災らんざんです。ただいまから訓練放送を行います。』

～緊急地震速報チャイム音～『緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。』×3回

『これで訓練放送を終わります。こちらは防災らんざんです。』

～チャイム音～

※この機会に、地震に備えて日頃からできること、いざ地震が発生したときの身を守る行動について確認しておきましょう。

### ○日頃からできること

- ・家具類の転倒、落下防止をしておきましょう。
- ・家屋や塀の強度を確認しておきましょう。
- ・家族で災害時の行動を話し合っておきましょう。

### ○地震が発生したときの身を守る行動

- ・丈夫なテーブルなどの下にもぐりましょう。又はクッション座布団などで頭を保護しましょう。
- ・使用中のガス器具、ストーブなどの火を消しましょう。
- ・窓やドアを開けて避難口を確保しましょう。

問合せ 地域支援課 ☎62-2152